

ふなばし市民トイレ設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市（以下「市」という。）が市内の民間施設（以下「施設」という。）内に設置されているトイレを、施設の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）の善意により同意を得て、広く一般市民が利用できるトイレ（以下「ふなばし市民トイレ」という。）として設置することにより、市民生活の利便を図るとともに、生活環境を清潔に保つことを目的とする。

(設置条件)

第2条 ふなばし市民トイレは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

ただし、市長がふなばし市民トイレにふさわしいものと認めた場合は、設置できるものとする。

- (1) 一般市民の利用が多く見込まれる場所にあること。
- (2) 一般市民が容易に利用できること。

(設置依頼等)

第3条 市長は、ふなばし市民トイレを設置しようとするときは、施設の管理者等に対し、ふなばし市民トイレ設置依頼書（第1号様式）により依頼する。

2 前項の規定により依頼を受けた管理者等は、ふなばし市民トイレの設置に同意するときは、ふなばし市民トイレ設置同意書（第2号様式）を市長に提出する。

(標示板)

第4条 市長は、前条第2項による同意書が提出され、ふなばし市民トイレを設置するときは、別に定める標示板を当該施設の見やすい場所に掲げるものとする。

(設置期間等)

第5条 ふなばし市民トイレの設置期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、次条に基づく廃止の申し出がない場合は更新するものとする。

(廃止)

第6条 管理者等がふなばし市民トイレを、廃止しようとするときは、その1月前までに市長に申し出るものとする。

(謝礼金等)

第7条 市長は、施設の管理者等に別表に掲げる謝礼金を年2期に分け、それぞれ10月及び3月に支払うものとする。

2 ふなばし市民トイレを年度の途中で設置、又は廃止した場合には、謝礼金は月割りをもって算出する。ただし、謝礼金の支払を算出する期間が1月に至らないときは、これを1月とみなして算出するものとする。

(利用時間)

第8条 ふなばし市民トイレの利用時間は、原則として施設の開設時間及び営業時間内とし、これによらない場合は市と管理者等との協議により別に定めるものとする。

(維持管理等)

第9条 管理者等は、ふなばし市民トイレを適正に管理し、清潔保持に努めなければならない。

(協議)

第10条 この定めがない事項については、市と管理者等双方協議するものとする。

(その他)

第11条 施設の破損及び修繕等については、市は補償しないものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

ふなばし市民トイレ謝礼金表

開放時間 区分	開放日1日につき10時間以上	開放日1日につき10時間未満
男女別のトイレ	年額 240,000円	年額 210,000円
男女併用のトイレ	年額 210,000円	年額 180,000円

第1号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

ふなばし市民トイレ設置依頼について

平素は、本市の環境行政にご理解をいただき、誠にありがとうございます。
さて、貴殿所有の船橋市 にあるトイレを
ふなばし市民トイレとして広く市民の方に開放していただきたくご協力の程、
宜しく願いいたします。

記

1 市民トイレ解放期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 市民トイレ解放時間及び区分

時から 時までの 時間（ 男女別 ・ 男女併用 ）

3 謝礼金

年額 円

第2号様式

年 月 日

船橋市長

あて

住 所

氏 名 印

(法人にあつては、その名称、代表名及び所在地)

ふなばし市民トイレ設置の同意について

年 月 日付け第 号で設置依頼のありました当施設内の
トイレについて、ふなばし市民トイレとして利用することについて同意します。